

# 令和 3 年度 国民健康保険制度

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 保険税の軽減判定の基準が見直しされました

「均等割」「平等割」は、世帯の所得によって保険税が軽減されます（7割、5割、2割）。

軽減割合	令和 2 年度	令和 3 年度
7 割軽減	33 万円	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減	33 万円 + (28 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	43 万円 + (28 万 5 千円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減	33 万円 + (52 万円 × 世帯の被保険者数)	43 万円 + (52 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

## 令和 3 年度の保険税率が変わります

	令和 2 年度			令和 3 年度		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	7.75%	1.60%	1.71%	7.75%	2.40%	1.77%
資産割	13.50%	3.00%	2.50%	10.80%	2.40%	2.00%
均等割	2 万 7,800 円	6,200 円	8,600 円	2 万 7,800 円	7,300 円	8,600 円
平等割	2 万 7,200 円	5,600 円	6,400 円	2 万 7,200 円	6,200 円	6,400 円
賦課限度額	63 万円	19 万円	17 万円	63 万円	19 万円	17 万円

## ■年間保険税額の目安 ※一定以上の所得のある人が世帯内に 1 名とした場合の試算

世帯の所得額	固定資産税	世帯人数	世帯のうち 40～64 歳の人数	所得の種類	保険税額（年額）		保険税の軽減措置
					令和 2 年度	令和 3 年度	
500 万円	5 万円	4 人	2 人	給与等	71 万 8,300 円	76 万 1,500 円	—
				その他		74 万 9,500 円	—
250 万円	5 万円	4 人	2 人	給与等	44 万 1,800 円	46 万 3,500 円	—
				その他		41 万 2,200 円	2 割
150 万円	5 万円	4 人	2 人	給与等	29 万 2,700 円	30 万 4,800 円	2 割
				その他		23 万 3,700 円	5 割
150 万円	5 万円	2 人	0 人	給与等	21 万 8,400 円	22 万 8,800 円	—
				その他		21 万 8,700 円	—
50 万円	5 万円	2 人	0 人	給与等	7 万 4,500 円	7 万 5,500 円	5 割
				その他		6 万 7,800 円	5 割
0 円	0 円	1 人	0 人	—	2 万円	2 万 500 円	7 割

※給与等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

令和 3 年度の保険税（料）額は、7 月に個別にお知らせします。国民健康保険は世帯主宛てに、後期高齢者医療は個人宛てに郵送します。



# 令和3年度後期高齢者医療制度

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 保険料の軽減割合が見直しされました

令和 2年度	所得が次の金額以下の世帯		軽減割合
	33万円かつ、被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下		7割
	33万円		7.75割
	33万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数)		5割
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)		2割	



令和 3年度	所得が次の金額以下の世帯		軽減割合
	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)		7割
	43万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)		5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)		2割	

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

## ■年間保険料の目安

### ①単身世帯

年金収入	令和2年度	令和3年度	均等割軽減
80万円	15,600円	15,600円	7割
168万円	28,100円	32,000円	7割
196万5千円	73,700円	73,700円	5割
220万円	115,200円	115,200円	2割

### ②夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	令和2年度	令和3年度	均等割軽減
80万円	夫	15,600円	15,600円	7割
	妻	15,600円	15,600円	
168万円	夫	28,100円	32,000円	7割
	妻	11,700円	15,600円	
225万円	夫	105,000円	105,000円	5割
	妻	26,000円	26,000円	
272万円	夫	172,300円	172,300円	2割
	妻	41,600円	41,600円	

## ☆医療費を大切にするために心がけたいこと

### ①かかりつけ医を持ちましょう。

信頼できるかかりつけ医を持ち、同じ病気で他の病院を受診する時は、紹介状をもってかかりましょう。

### ②時間外を受診はさげましょう。

緊急時以外は診療時間内に受診するようにしましょう。体調の悪い時は長期間放置せず、早めに受診してください。

### ③治療は途中でやめないようにしましょう。

治療を一度中断し再度受診すると、新たに初診料がかかってしまったり、病状が悪化して医療費がかさんでしまうことがあります。

### ④お薬手帳を活用しましょう。

1冊のお薬手帳に記録することで薬の重複使用などを避け、健康管理に役立てましょう。ジェネリック医薬品の活用も心がけましょう。

### ⑤定期健診を受け、目ごろから健康管理に努めましょう。

病気を早期に発見することで、治療期間も短く、治療費も少なく済みます。定期的に特定健診、がん検診を受けましょう。受診結果が精密検査や再検査の時は必ず受診しましょう。

# 令和3年度軽自動車税種別割

■問合せ 税務課税務係 (☎23-2332)

## ◆軽自動車（四輪以上および三輪車）

種別		年税額			
		平成20年4月1日から平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	平成20年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

最初の新規検査（新車として新規に受ける車検）の年月日によって税率（年税額）が変わります。

## ◆原動機付自転車（125cc以下） 二輪車（125cc超）・小型特殊自動車等

種別	年税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下(51～90cc)	2,000円
	125cc以下(91～125cc)	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	250cc以下(126～250cc)	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
専ら雪上を走行するもの		3,000円
導車体		3,600円

## グリーン化特例（軽課）措置

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課税率が適用されます。軽課税率の対象となるのは、令和2年度中（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽課税率が適用されるのは、今年度限りで、次年度以降は標準税率になります。軽課税率の区分要件等の詳細は問合せください。

区分	標準税率の年税額	軽課税率が適用される場合の年税額				
		標準税率の概ね 75%軽減	標準税率の概ね 50%軽減	標準税率の概ね 25%軽減		
三輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

## ～減免を受けられる方へ～ 減免申請は5月31日まで

▼対象 障がい者または障がい者と生計を一にする方が通院等のために使用する車両（普通自動車の減免との併用は不可）。生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合なども、減免が受けられる場合があります。

▼その他 手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、令和3年度の減免を受けることはできません。詳細は税務係まで問合せください。

令和3年度 納税通知書発送予定日 5月6日(木)

令和3年度 減免申請期限 5月31日(月)

<必要書類>

- ① 減免申請書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 車検証
- ④ 運転免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ 印鑑（シャチハタ不可）

支援

## 新型コロナウイルスに対する補助金・減免制度

### 中小企業コロナウイルス 対策支援事業補助金

新型コロナウイルス感染防止対策や、新たな情報発信に取り組む町内事業者を支援します。

▼**支給対象者** 町内に事業所を有する事業者のうち、小売業・飲食業・宿泊業・サービス業を営む事業者。  
※補助金給付後も事業継続の意思があること、町税等の税金の滞納がないこと、暴力団員ではないことなどが要件となります。

▼**支給額** 1事業者あたり10万円まで

▼**補助対象** 令和3年4月1日(木)から令和3年12月31日(金)までに実施する下記の事業。

#### 1. 「新しい生活様式」導入支援事業

新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの趣旨に沿った取り組みに必要な経費のうち、町内事業者から購入、工事または導入したものに限り、上限5万円(補助率1/2以内)を補助します。

(例) マスクや消毒液の購入費用、パーティションや透明ビニールカーテンの設置費用、コロナウイルス感染検査費用、消毒清掃業務委託費用、換気設備の導入費用等

#### 2. 広告宣伝活動支援事業

販売促進のための広告宣伝に必要な経費のうち、上限5万円(補助率3/4以内)を補助します。

(例) チラシ・ポスター・リーフレット・ダイレクトメール・看板等の製作費用(デザイン料を含む)、

新聞折込料、雑誌等への広告掲載費用、ホームページ作成初期費用等

▼**提出書類** ①～⑤の書類をすべて提出してください。

①～③は町ホームページからダウンロードできます。

①申請書 ②実績報告書 ③誓約書

④領収書および通帳の写し

⑤実績が確認できる資料(設置写真など)

▼**申請期限** 令和4年1月14日(金)まで

▼**提出方法** 郵送で受付します(令和4年1月14日消印有効)。郵送で提出ができない場合は、商工観光課窓口で対応します(予約制)。

▼**提出先・問合せ**

商工観光課商工観光係(☎23-3129)

### 事業者向け 水道料金減免制度

町内の事業者向けに水道料金を減免し、固定費の軽減を図ります。手続きは不要です。対象となる方に対し、「水道料金減免についてのお知らせ」と、減免内容を記載した「減免決定通知書」を順次、郵送します。

▼**対象者**

水道用途が「業務用」または「浴場用」の町内事業者。

▼**減免内容** 水道料金のうち、基本料金の全額と水量料金の1割を、令和3年4月使用分(5月請求分)から令和4年3月使用分(4月請求分)までの12か月間減免します。 ※**水道料金 = 基本料金 + 水量料金**

▼**問合せ** 上下水道課業務係(☎22-2411)

### プレミアム付商品券を販売します!

商品券取扱い  
全店舗共通  
6,500円分

+

飲食店・観光施設等  
使用可能分  
1,000円

計7,500円分の商品券が5,000円で購入できます!  
※1世帯4セットまで

▼**販売期間**

5月31日(月)から7月30日(金)まで

▼**使用期限**

6月1日(火)から11月30日(火)まで

■**問合せ**

当別町商工会 (☎23-2447)

▼**販売場所等**

当別町商工会、当別郵便局、太美郵便局

9時～15時(土、日、祝休日除く)

※土日販売も予定しています(詳細が決まり次第、町ホームページまたは折込チラシでご案内します)。

▼**購入方法**

令和3年4月30日現在の世帯主へ、5月下旬に購入引換用ハガキを送付します。5月1日以降に転入等により世帯主となった方は当別町商工会までご連絡ください。世帯確認後に販売対応します。